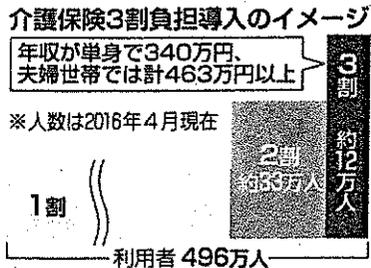


高所得高齢者

来月から介護3割負担

12万人対象 利用控える恐れ

八月一日から所得の高い高齢者を対象に、介護保険サービス利用の自己負担が二割から三割に引き上げられる。厚生労働省の推計では、負担増となるのは利用者全体の3%弱に当たる約十二万人。何割負担かを記した「負担割合証」を市区町村が送付しているが、「なぜ自分が三割なのか」との問い合わせも。必要なサービスの利用をやめる人が出る恐れも指摘されている。



三割負担の導入は、昨年五月の改正介護保険関連法成立で決まった。高齢化の進行に伴う社会保障費の伸びを抑える狙いがある。対象は、利用者四百九十六万人（二〇一六年四月現在）のうち「現役並み」所得者で、単身では年収三百四十万円（年金収入だけの場合は三百四十四万円）以上、夫婦世帯だと計四百六十三万円以上。

ただ、月四万四千四百円が負担の上限となっているため、それを超えた場合は実際の負担額は三割よりも低くなる。末期がんなどで利用する六十五歳未満の人は対象外。

介護サービスの自己負担は二〇〇〇年の介護保険制度スタート以降、原則一割だったが、一五年八月から一定以上の所得者は二割になった。

介護保険制度 高齢化が進む中、介護が必要な高齢者を家族だけでなく、社会全体で支えようと、2000年に始まった。40歳以上が保険料を支払う。原則65歳以上の要介護認定を受けた人が、訪問・通所介護といった在宅サービス、老人ホームでの施設介護などを一部の自己負担で利用できる。40年度には利用者が747万人に増え、介護給付費（利用者負担を除く）も18年度比2.4倍となる見通しで、費用抑制が課題となっている。国、地方の公費（税金）と保険料で賄われており、運営主体は市区町村。

厚生労働省の委託調査では、二割負担となった人の3.8%がサービス利用を減らしたり中止したりした。「負担が重い」ことが理由

医療費の負担増も

高額療養費 上限一部引き上げ

高齢者は医療でも八月一日から所得が高い人を中心に負担が増える場合がある。医療費が高額になった際、患者の窓口負担が重くなりすぎないように月ごとに上限を設けた「高額療養費制度」が改正され、七十歳

だった人はそのうち35.0%で、今回も一部の人がサービス利用を控える可能性がある。

高所得者の多い東京都世田谷区では、要介護認定を受けている人の13.6%に当たる約五千四百人が対象になるという。区の担当者は「ぎりぎりのラインで負担増となる人からの問い合わせが多いが、丁寧に説明するしかない」と話す。

以上の上限額が一部引き上げられるため。年間四百万〜五百万人程度が影響を受けるとみられる。上限額は所得に応じて区分かれており、年収三百七十万円以上の「現役並み」所得者は、現在月五万七千

六百元となっている通院医療費の負担上限がなくなる。入院を含めた世帯の上限額も現在は一律で月八万円が基準だが、二段階に分け、例えば年収約千六十万円以上の世帯は基準が二十五万二千六百元に引き上げられる。

年収三百七十万円未満で住民税を課されている人は、現在は月一万四千元の通院医療費の負担上限が一万八千元になる。

ただし、持病で長く通院する場合などに配慮し、年間の最大負担額は現在の十四万四千円で据え置く。世帯ごとの上限額も現行の月五万七千六百元で変わらない。住民税非課税の低所得者は現行のまま据え置きで、個人の通院費の負担上限は月八千元。

7/30 泉